（国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち国民年金法施行規則様式第三号及び様式第四号の改正規定中「平成」を「令和」に改める。

第六条のうち老齢福祉年金支給規則様式第二号及び様式第三号の改正規定中「平成」を「令和」に改める。

（別紙）

雇用保険被保険者転勤届光ディスク等提出用総括票に係る対象者名簿

	漢字氏名	読み仮名（カタカナ）		漢字氏名	読み仮名（カタカナ）
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

（注意）

１　該当対象者名簿と光ディスク等の個人データの順序は同一（五十音順）であること。

２　対象者が 40 名を越え、当該様式が複数枚にわたる場合には、頁数を記載し、又は通し番号を修正したうえ、提出すること。この場合においても、名簿全体が五十音順である必要があること。

３　外国人労働者の場合は、漢字氏名の欄には、ローマ字氏名（在留カード記載順）を記載すること。